

令和 8 年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 8 年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託

2 業務概要

(1) 事業目的と概要

近年、少子化が進行し、地域や家庭における養育力の低下、被虐待児童の増加など、こどもと子育て家庭をめぐる課題は多様化、深刻化しており、本市の公立保育所においても、保育所を利用する児童や保護者への支援を中心にした「保育所」から、地域のニーズに応じた子育て支援の場としての「保育所」へ、保育所のあり方そのものが大きな転換期を迎えている。

このような社会の変化を踏まえ、直営保育所として残る 35 か所の公立保育所のすべてが地域の子育て支援の拠点として、担うべき機能と果たすべき役割を明確にするため、公立保育所将来ビジョンを策定した。

しかし、本市の公立保育所は全体の 8 割が築 45 年以上である施設状況にあり、加えてスペースも不足していることから、これから担うべき機能と役割を果たしていくことが困難となっている公立保育所が「地域の子育て支援の拠点」として機能していくため、施設整備を計画的に行っていく必要がある。

このため、築年数が 45 年を超える 24 か所の公立保育所について、市費負担の軽減や平準化などの観点からも官民連携による施設整備を検討するため、公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究に関する業務委託を行うものである。

(2) 業務内容

具体的な内容については、別紙「令和 8 年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託仕様書」を参照のこと。

(3) 契約上限金額

金 33,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

発注者指定場所

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれることとし、本市は契約金額以外の費用を一切負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講ずることがある。

また、本市が被った損害について賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 公募型プロポーザル参加資格等

(1) 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

ウ 企画提案書提出時点において、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

エ 大阪市入札参加有資格者名簿において、次のいずれかに登録していること。

(ア) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に、承認種目「13 その他代行（大分類）17 各種施策研究・調査（中分類）01 各種施策研究・調査（分類）」で登録していること。

(イ) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に、承認種目「500：建設コンサルタント（業務種別）511：都市計画及び地方計画（登録部門）」で登録していること。

(ウ) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に、承認種目「300：建設設計・監理 301：一級」で登録していること。

オ 10年以内に、国または地方公共団体において、こどもに関する公共施設の整備にかかる次のいずれかの業務等を元請けとして受託し、履行した実績を有するものであること。

なお、こどもとは概ね0歳から18歳未満を対象とする。

- (ア) 基本構想、基本計画の策定
- (イ) 公共施設の民間活力導入の検討調査業務
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に類似する業務等

(2) 失格事項

参加申込から契約の締結までの期間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、提案審査の対象及び契約締結予定者としての地位を失い、また契約の解除を行うことがあります。

- ア 「4 (1) 参加資格」に定める参加資格を満たさなくなった場合
- イ 本プロポーザル及び提案審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類について発注者が求める提出期限までに提出されなかった場合
- オ 提案内容が発注者の求める水準を満たさないと認められる場合
- カ 提案内容について実現可能性が無い又は著しく妥当性を欠くと認められる場合
- キ 採用される旨の選定結果通知を受け取った者が、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けたとき
- ク その他不正及び不誠実な行為があった場合

5 公募型プロポーザル参加申請及び資格審査

公募型プロポーザル参加を希望する事業者は、次の書類を申請期間内に持参もしくは送付により提出し、発注者の公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

なお、送付での提出の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限る。

(1) 申請書類

- ア 参加申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 事業者の概要（様式3）
- エ 業務実績調書（様式4）
 - （4 (1) オに定める参加資格について最大5件まで記載することとし、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び業務の実施内容を証するページ）を添付すること。）
- オ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）

(2) 申請期間

令和8年4月9日（木）～24日（金）

いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで

（午後0時00分から午後1時00分は除く）

上記日程及び時間以外は一切受け付けない。

(3) 受付場所

大阪市子ども青少年局幼保施策部保育所運営課（再編整備グループ）
大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル4階

※提出にあたっては、事前に電話連絡（連絡先：06-6684-9013）により日時を調整のうえ持参すること。

※公募型プロポーザル参加申請書の提出が無い場合は、企画提案書の受付は行いません。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始から令和8年4月15日（水）午後5時00分まで

(2) 提出方法

「質問票（別紙）」に記載し、メール（送信先：fb0011@city.osaka.lg.jp）により提出し、メールの件名は「質問：令和8年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託（事業者名）」とすること。

また、メール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

(3) 回答

令和8年4月17日（金）までに大阪市子ども青少年局のホームページに掲載する。
ただし、質問が無かった場合は掲載しない。

7 公募型プロポーザル参加申請書等の取り扱いについて

受付後の公募型プロポーザル参加申請書等の変更等は認めず、返却は行わない。

8 公募型プロポーザルの参加資格確認等

(1) 参加資格決定通知書は、令和8年4月28日（予定）にE-Mailで通知する。

(2) 参加資格を認めなかった事業者には、その旨をE-Mailで通知する。

9 公募型プロポーザルに参加することができない事業者

(1) 公募型プロポーザル参加資格を認めなかった事業者。

(2) 公募型プロポーザル参加申請期限から10(3)に定める企画提案書提出期限までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の事業者もしくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた事業者。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

発注者より参加資格決定通知書を受けた事業者は、以下の書類を提出すること。

ア 【様式5】 企画提案書表紙

イ 【様式6】 業務実施体制について

ウ 【様式7】 技術提案書

※別様式で提出する場合、A4サイズ 10~20 枚程度まででまとめることし、様式7に記載の区分ごとに作成すること。

エ 【様式8】業務委託料算定書

※本業務の実施に必要な経費を算出し、算定根拠資料を必ず添付すること。

オ 【その他】

(ア) 5 (1) エの業務実績調書に記載した実績について、企業が業務を実施したことを証明できる TECRIS を添付すること。

また、必要に応じて業務内容が分かる成果品の一部または全部を添付すること。

(イ) 直近2年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出部数

正1部、副（写し）1部、審査用6部 合計8部とする。

それぞれ紙ファイルに綴じて提出することとし、審査用6部については、事業者名が推察できる内容（会社名、代表者氏名、ロゴマーク等）をマスキング（黒塗り）し、インデックスを貼り付けしたものを提出すること。

(3) 提出期間

参加資格決定通知書を受け取った日から令和8年5月27日（水）まで。

いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで

（午後0時00分から午後1時00分は除く）

上記日程及び時間以外は一切受け付けない。

(4) 提出先

5 (3) 受付場所と同じ。

(5) その他

- ・ 送付での提出も可能とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、提出期間内に到着したものに限り。
- ・ 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- ・ 複数の提案書の提出はできないものとする。
- ・ 受付後の提出書類の変更等は認めない。
- ・ 提案書の文字の大きさは 10.5P 以上とし、イラストや図を挿入する際は、必要に応じてカラー印刷するなど、見やすいものとする。

11 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 実施予定日

令和8年6月17日（水）の午後に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する予定である。

なお、実施日時、プレゼンテーションの方法などについては、企画提案書提出事業者に対し、別途通知する。

(2) 場所

大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 大阪市阿波座センタービル会議室

(3) 説明時間

1 事業者あたり 30 分程度（うち説明 10 分以内、質疑応答を含む。）

(4) その他

ア 参加資格決定通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーションの実施方法（実施日、説明時間等）について、変更する可能性がある。この場合、対象事業者に対して別途通知を行う。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更等は認めない。

エ プレゼンテーションについては、業務主任技術者の予定者は必ず出席することとし、最大 4 名までとする。

12 審査・選定について

(1) 審査・選定方法

発注者の参加資格審査においてその資格を認め、企画提案書を提出した事業者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、「令和 8 年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託事業者選定会議」にて、学識経験者等で構成する選定委員が評価基準に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して評価したうえで、発注者において、最も優れていると評価された事業者を選定する。

ただし、本プロポーザルの結果、契約締結にふさわしい事業者が存しないと判断する場合は、選定しないことがある。

(2) プロポーザルの評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	業務内容に対し、適切な体制の構築がなされているか。	15 点
業務実施計画等	実施方針、実施手順及びスケジュールの妥当性、実現性、有効性、独自性。	15 点
提案内容	仕様書に記載の業務内容の各項目の提案の妥当性、実現性、有効性、独自性。	55 点
提案価格の妥当性	提案価格の積算根拠の妥当性	5 点
同種・類似業務の実績	同種・類似業務の実績があるか。その実績としてあげた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したか。	10 点
合計		100 点

- (3) 1事業者のみが応募の場合は、適格性を審査し、選定委員の評価の平均（合計点の平均）が60点以上（6割）であれば委託候補事業者とする。
- (4) 2事業者以上の応募があった場合は、選定委員の評価の平均（合計点の平均）が60点以上（6割）でかつ一番高い事業者を委託候補事業者とする。
- (5) (4)において同点の場合、「提案内容」の評価（選定委員の評価点の合計）が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それでもなお、同点の場合は、「業務実施計画等」、「業務実施体制」、「同種・類似業務の実績」、「提案価格の妥当性」の順で、評価が一番高い事業者を委託候補事業者とする。
- (6) 審査の結果、評価が一番高い事業者が2者以上あった場合、くじにより委託候補事業者を決定する。

13 選定結果通知について

選定結果は、令和8年6月19日（予定）にE-Mailで全ての提案者に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市こども青少年局ホームページへの掲載により公表する。

※ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

14 スケジュール

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 公募開始・質問受付 | 令和8年4月9日 |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年4月15日 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年4月17日 |
| ・ 参加申請書提出期限 | 令和8年4月24日 |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和8年4月28日 |
| ・ 企画提案書提出期限 | 令和8年5月27日 |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和8年6月17日 |
| ・ 選定結果通知 | 令和8年6月19日 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和8年7月上旬 |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日 |

15 その他

- (1) 申請書類・提案書の作成・提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (5) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務に

おいては、発注者と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

16 提出先・問い合わせ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号

大阪市阿波座センタービル4階

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課（再編整備グループ）

電話：06-6684-9013

メール：fb0011@city.osaka.lg.jp